平成28年度第2回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日:平成28年4月25日

担当部·課:財務部市民税課[3091]

資産税課〔3112〕

① 件 名

地方税法等の一部改正に伴う医療費控除の特例規定等の見直しについて

② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)

【背景】

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、地方税法等の一部を改正する 法律が平成28年3月31日に公布、平成28年4月1日から施行された。

健康の維持増進および疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人に対して税制上の措置を 図るため創設されたことに伴い、市税においても同様の措置を講ずるものである。

【目的】

関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な市税の課税措置を図るものである。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

- 1 地方税法(昭和25年法律第226号)
- 2 地方税法施行令(昭和25年政令第245号)
- 3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)
- 4 石巻市市税条例(平成17年4月1日条例第55号)
- 5 石巻市都市計画税条例(平成17年4月1日条例第56号)

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け:有・||| 又は 〔個別計画との整合性〕】

- ④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)
- 1 地方税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第13号)が平成28年3月31日に公布、 同年4月1日施行
- 2 地方税法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第133号)が平成28年3月31日 に公布、同年4月1日施行
- 3 地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年総務省令第38号)が平成28年3月 31日に公布、同年4月1日施行
- 4 石巻市市税条例等の一部を改正する条例を平成28年3月31日に専決処分、同年4月1日施 行
- 5 石巻市都市計画税条例の一部を改正する条例を平成28年3月31日に専決処分、同年4月1 日施行

⑤ 主な内容

1 石巻市市税条例関係

(1) 個人住民税関係

平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、各年の特定一般用医薬品等購入費が1万2,000円を超えた場合に、その超えた金額(限度額8万8,000円)を所得控除するもの。

※従来の医療費控除との選択制であり、どちらかのみしか適用出来ないもの。

(2) 市たばこ税関係

市たばこ税に関する経過措置(平成27年改正条例附則)表中規則様式について「施行規 則様式」と明確化する等の条文を改正するもの。

(3) 固定資産税関係

地方税法附則第56条第12項を準用し、被災代替償却資産の条例減免を適用しているが、 今回の法改正により代替特例の適用期間が「平成28年3月31日まで」から「平成31年 3月31日まで」と3年間延長されたことから改正するもの。

(4) その他

条文整理

2 石巻市都市計画税条例関係 地方税法改正に伴う項ずれの整理

⑥ 実施した場合の影響・効果 (財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

税務行政の公正確保と透明性の向上が図られる。 固定資産税関係は震災復興特別交付税で全額補填される。

⑦他の自治体の政策との比較検討

関係法令の改正に伴う条例の改正であることから、県内市町村においても同様の改正を行っている。

(8)今後の予定及び施行年月日

次回に開催される市議会に報告し、その承認を求める。

9その他